

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、一般競争入札を行うので公告する。

平成 31 年 3 月 15 日

長崎県知事 中村法道

1 競争入札に付する事項

(1) 業務番号

30 国観第 93 号

(2) 委託する業務の名称

平成 31 年度 長崎港クルーズ客船 C I Q 補助業務委託

(3) 委託する業務の内容

大型化が進むクルーズ客船の受入体制を強化するため、法務省入国管理局が実施する入国審査の補助業務を実施する。（詳細は、別添仕様書のとおり）

(4) 履行期間

契約日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

長崎港松が枝国際ターミナル

2 競争入札の参加資格

競争入札の参加者の資格等に関する告示（平成 31 年 3 月 15 日付 30 国観第 93 号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、入札書（様式第 6 号）に消費税抜き価格相当額（1 人当たりの単価）を記載すること。

また、入札書（様式第 6 号）に記載されている年間所要時間数とした場合の年間予定額（1 人当たりの単価に年間所要時間数を乗じて得た額）を入札書に記載すること。

なお、当該消費税相当額（平成 31 年 9 月 30 日までの分は 8%、平成 31 年 10 月 1 日以降は 10%）は、当該代金の請求のときに加算すること。（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(2) 入札は、入札書（様式第 6 号）及び入札用封筒（様式第 7 号）に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。

なお、電送及び郵送による入札は認めない。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

(4) 入札執行回数は 3 回を限度とする。

(5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状（様式第 8 号）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(6) 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

（名称）長崎県文化観光国際部 国際観光振興室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

(電話) 095-895-2641 (直通)

(7) 入札の期日及び場所

(日時) 平成31年4月1日(月) 午後2時00分

(場所) 長崎市尾上町3-1 長崎県庁 5階 501会議室

(8) 入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に(6)の部局へ連絡すること。

4 入札説明書等の交付期間及び場所

期間 この公告の日から平成31年3月22日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時

場所 3の(6)の部局またはホームページ

5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するもの(2件以上)を提出する場合

7 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(5)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札者が入札条件に違反したとき。

(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき又は入札保証金に代わる担保

を提供しない者のした入札であるとき。

- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- (13) 資格を受けた者が行った入札であっても、入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その入札を無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

9 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この契約は、単価契約とする。
- (4) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (5) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び県財務規則の定めるところによる。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。